

国立大学法人広島大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

- ・ 学長及び監事については、在職期間における業績を勘案し、経営協議会の議を経て、期末手当の支給額を100分の10の範囲内で増減できることとしている。
- ・ 理事については、在職期間における業績を勘案して、勤勉手当の勤務成績割合を決定することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- 4月改正
 - ・ 国家公務員の指定職俸給表適用者の給与制度を参考に、期末特別手当を期末手当(勤勉手当相当を含む。)に改正
- 12月改正
 - ・ 国家公務員の指定職俸給表を参考に、本給月額を平均0.2%引き下げる改正
 - ・ 国家公務員の指定職俸給表適用者の給与制度を参考に、期末手当の支給月数を引き下げる改正。なお、国家公務員は年間0.15月分を平成22年12月期で引き下げているが、本学では、職員の平成22年12月期分を、不利益不遡及の観点から、平成22年6月期分に相当する支給月数を除いたもので引き下げたため、これに準じて学長の平成22年12月期を0.1月分の引き下げとした。

理事

- 4月改正
 - ・ 国家公務員の指定職俸給表適用者の給与制度を参考に、期末特別手当を期末手当及び勤勉手当に改編
- 12月改正
 - ・ 国家公務員の指定職俸給表を参考に、本給月額を平均0.2%引き下げる改正
 - ・ 国家公務員の指定職俸給表適用者の給与制度を参考に、期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き下げる改正。なお、不利益不遡及の観点より、引き下げの方法については法人の長に同じ。

理事(非常勤)

- 12月改正
 - ・ 非常勤役員手当の基礎となる本給月額を、常勤役員の本給月額と同様に、平均0.2%引き下げる改正

監事

- ・ 法人の長と同じ。

監事(非常勤)

- ・ 理事(非常勤)と同じ。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	千円	千円	千円	
法人の長	19,123	13,644	4,943	535 (通勤手当)			
A理事	15,148	11,020	4,079	49 (通勤手当)		3月31日	
B理事	14,658	10,546	3,699	413 (通勤手当)			
C理事	14,929	11,020	3,860	49 (通勤手当)			
D理事	13,781	8,704	3,563	354 (通勤手当) 636 (単身赴任手当) 522 (広域人事交流手当)			◇
E理事	14,721	10,546	3,699	475 (通勤手当)			
A監事	9,619	7,996	1,301	321 (通勤手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	3,852	3,852	0	0 ()	4月1日		※

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

注3:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人の退職者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事A	4,356	4	0	平成22年3月31日	1.0	本学の監事として、大学の運営に鋭意尽力したことから、平成22年3月18日開催の経営協議会において、同人の退職手当に係る役員期間の業績勘案率を「1.0」とし、退職手当を増額又は減額することなく支給するものとした。	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

- ・ 教育・研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に資するため、教職員給与の適正化を推進し、全学的視点から人件費(人員)管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

- ・ 本給表の改正に当たっては、社会一般の情勢を判断する上で、極めて客観性かつ合理性のある国家公務員の俸給表を参考にする。ただし、教育職本給表については、社団法人国立大学協会が作成する各国立大学法人の給与表作成の参考となる資料などを参考にするものとする。
- ・ 諸手当及び業績手当(賞与)の改定に当たっては、社会一般の情勢並びに本学職員の勤務の実績、地域的な諸条件及び財務状況等を考慮して行うものとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

- ・ 人件費の範囲内で、職員の勤務成績に応じて、昇給又は昇格若しくは勤勉手当に反映させるものとする。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給:本給	昇給: 毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、2号俸から8号俸までの範囲内で昇給させることができる。
	昇格: 職員の勤務成績が優秀である場合には、その者が従事する職務に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6月以内の期間における勤務成績に応じて決定された成績率により支給することができる。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

4月改正

- ① 歯科衛生士の初任給基準について、短大3卒(1級17号俸)を追加し、これまでの短期大学卒(1級11号俸)を短大2卒に修正する改正
- ② 大学教員の定年年齢の引上げ及び選択定年制の導入に伴い、64歳年度及び65歳年度に昇給しない改正
- ③ 病院手術部勤務の看護職員に対し、退職手当の算出基礎としない調整数1の本給の調整額を支給する改正
- ④ 一給与計算期間における勤務時間数の合計時間数に端数がある場合は、15分単位で切り下げ又は切り上げる改正
- ⑤ 特殊勤務手当に関し、附属学校教員に支給する「入学試験業務担当手当」の対象となる作業内容を、休日以外に行う場合にも拡大する改正
- ⑥ 病院において診療に従事する専門業務型裁量労働制適用教員に支給する「診療付加手当」の区分及び手当額を見直す改正
- ⑦ 時間外手当及び休日手当に関し、労働基準法の改正に対応するため、支給割合を見直す改正

◇1月の時間外勤務及び休日勤務の合計

○45時間超え60時間以下 労使協定で定める割合

- ・ 平日 100分の130 — 現行から5%増
- ・ 平日深夜 100分の155 — 〃

○60時間超え

- ・ 平日, 休日 100分の150 — 現行から25%(休日は15%)増
- ・ 平日, 休日(深夜) 100分の175 — 〃

- ⑧ 国家公務員の給与制度を参考に、期別支給割合及び勤勉手当の勤務成績割合を2期に均等に配分し直すこと及び指定職本給表適用職員に関し期末特別手当を廃止し、期末手当及び勤勉手当を新設

12月改正

- ① 国家公務員の給与制度を参考に、中高年齢層(40歳代以上)に適用する本給月額について、平均0.1%(指定職は平均0.2%)引き下げる改正
また、同様に、平成18年給与構造改革の本給水準引下げに伴う本給月額の差額については、0.17%引き下げる改正
- ② 国が医師の処遇確保等のため医療職(一)俸給表を改定しなかったことを考慮し、病院で診療に従事する教員の処遇を維持するため、職務付加手当の業務的付加のうち、当該教員に係る手当額を1,000円引き上げる改正
- ・ 病院において、手術部、高度救命救急センター若しくは集中治療部での診療に従事する医師又は夜間・休日における入院患者への診療に従事する医師若しくは歯科医師 19,000円 → 20,000円
 - ・ 病院において、上記以外の診療に従事する医師又は歯科医師 7,000円 → 8,000円
- ③ 国家公務員の給与制度を参考に、期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き下げる改正。なお、平成22年12月期分については、国家公務員は年間0.2月分を引き下げているが、本学では不利益不遡及の観点から、平成22年6月期分に相当する支給月数を除いたものとして、国家公務員の平成23年12月期を参考に、0.15月分を引下げる改正

1月改正

- ① 国家公務員の給与制度を参考に、一般職2級及び6級、看護職5級並びに医療職4級及び6級の調整基本額について、それぞれ月額100円引き下げる改正
- ② 国家公務員の給与制度を参考に、一般職6级以上、教育職(A)5級、教育職(B)4級、教育職(C)4級、海事職(A)6级以上、看護職6级以上及び医療職6级以上の職務の級が適用されている職員について、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、本給月額、地域手当、広域人事交流手当、期末手当、勤勉手当、退職者の給与、勤務1時間当たりの給与額、管理職手当及び平成18年給与構造改革の本給水準引下げに伴う本給月額の差額からそれぞれ1.5%に相当する額を減ずる改正

3月改正

診療業務における貢献が著しい職員の処遇改善を図るとともに、モチベーションの維持に資するため、医師及び歯科医師等に対し、一時金として診療貢献手当(職及び従事する診療の区分等に応じて、30,000円～300,000円)を支給した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	2,856	43.6	6,987	5,235	109	1,752
事務・技術	599	41.4	5,411	4,090	168	1,321
教育職種 (大学教員)	1,400	48.6	8,751	6,519	112	2,232
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	536	33.5	4,568	3,465	45	1,103
技能・労務職種	2					
海事職種	8	46.9	6,938	5,187	0	1,751
海技職種	4	40.5	5,080	3,807	0	1,273
教育職種 (附属高校教員)	97	44.4	6,934	5,228	80	1,706
教育職種 (附属義務教育学校教員)	92	42.2	6,755	5,111	118	1,644
医療職種 (病院医療技術職員)	114	41.9	5,370	4,041	86	1,329
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	3	54.2	5,950	4,449	89	1,501

再任用職員	1					
教育職種 (附属高校教員)	1					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	515	39.0	4,408	3,765	65	643
事務・技術	146	42.7	3,610	2,772	138	838
教育職種 (大学教員)	60	40.0	7,735	6,049	23	1,686
医療職種 (病院医師)	48	34.8	3,684	3,384	0	300
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	49	48.7	3,060	2,416	116	644
教育職種 (外国人教師等)	1					
医療職種 (病院医療技術職員)	67	30.8	3,762	2,857	95	905
その他医療職種 (看護師)	1					
その他教育職種 (大学教員)	104	40.2	5,721	5,721	0	0
その他医療職種 (病院医師)	39	26.6	2,400	2,400	0	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、調理員、用務員及び医療補助員の業務を行う職種を示す。

注3:「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、通信長、航海士及び機関士の業務を行う職種を示す。

注4:「海技職種」とは、船舶等の甲板長、甲板員、機関員及び司厨員の業務を行う職種を示す。

注5:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

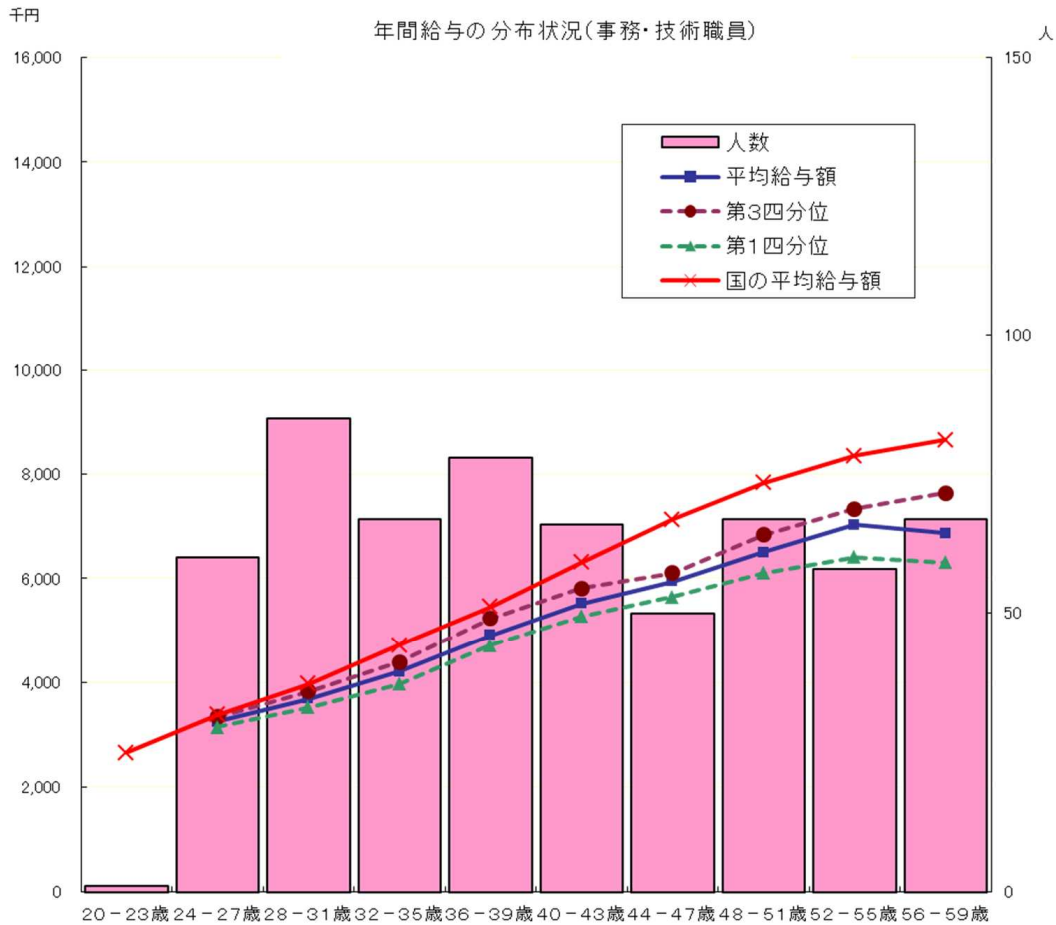
注6:在外職員、任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注7:再任用職員については、「教育職種(附属高校教員)」以外は該当者がいないため、欄を省略した。

注8:常勤職員の「技能・労務職種」、「その他医療職種(医療技術職員)」,再任用職員,

非常勤職員の「教育職種(外国人教師等)」、「その他医療職種(看護師)」は該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



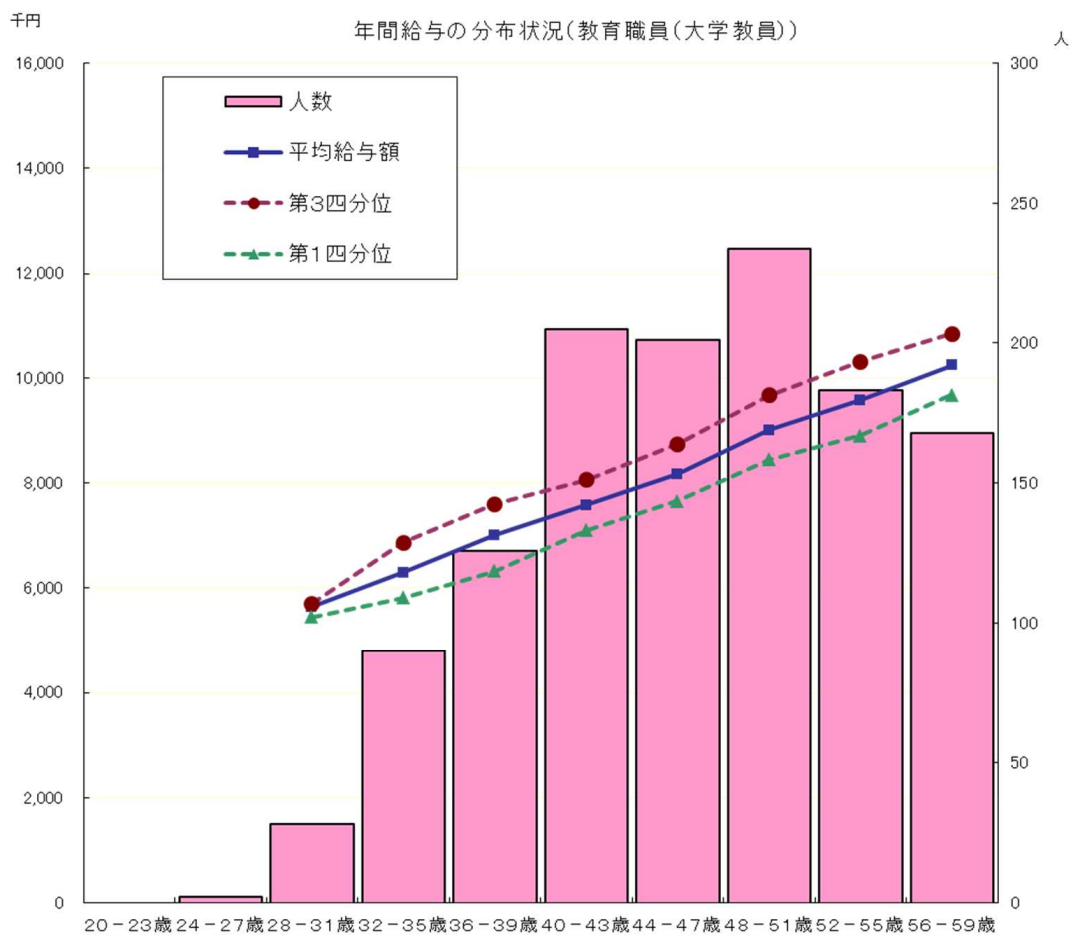
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢20-23歳の年齢層については、該当者が1名のため「平均給与額」、「第1四分位」及び「第3四分位」の折れ線は表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1四分位		第3四分位
副理事	6	55.8	8,107	9,496	10,989
グループリーダー	46	54.0	7,470	7,698	8,078
専門員	48	52.6	6,412	6,702	6,967
主査	227	46.3	5,312	5,802	6,316
主任	101	39.1	4,261	4,732	5,114
グループ員	171	29.3	3,301	3,581	3,794

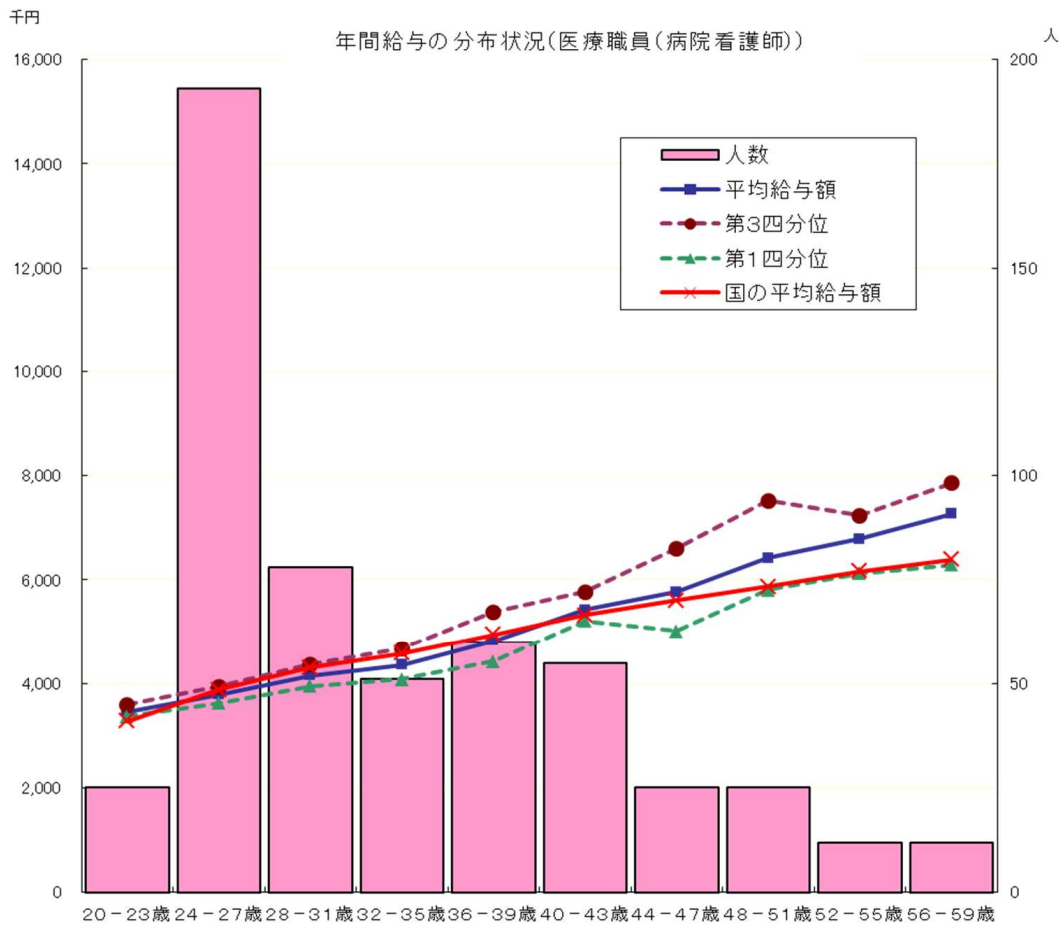
注:代表的職位として掲げた副理事は部長相当、グループリーダーは課長相当、専門員は課長補佐相当、主査は係長相当、グループ員は係員相当である。



注:年齢24-27歳の年齢層については、該当者が2名のため「平均給与額」、「第1四分位」及び「第3四分位」の折れ線は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	580	55.1	9,507	10,198	10,769		
准教授	406	46.2	7,716	8,167	8,677		
講師	93	45.3	7,405	7,966	8,636		
助教	313	40.8	6,067	6,633	7,224		
助手	8	43.1	4,544	5,791	6,571		



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
看護部長	1	-	-	-	-	-	-
主任看護師長	6	51.5	7,760	8,071	7,877	7,616	7,616
看護師長	29	49.2	6,988	5,891	7,193	5,891	5,891
副看護師長	78	40.5	4,700	4,360	5,348	4,360	4,360
看護師	422	30.8	3,699	4,130	4,130	4,360	4,360

注1: 代表的職位として掲げた主任看護師長は副看護部長相当である。

注2: 看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」、「平均給与額」、「第1四分位」及び「第3四分位」の額については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		グループ員	グループ員	主査主任	専門員主査	グループリーダー専門員
人員(割合)	599人	37人 (6.2%)	134人 (22.4%)	265人 (44.2%)	91人 (15.2%)	46人 (7.7%)
年齢(最高～最低)		29～22歳	58～26歳	59～33歳	59～42歳	59～40歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,652～2,170千円	4,113～2,314千円	4,940～2,686千円	5,353～4,205千円	6,297～4,514千円
年間給与額(最高～最低)		3,412～2,881千円	5,416～3,074千円	6,471～3,619千円	7,261～5,553千円	8,277～6,243千円

区分	6級	7級	8級	9級
標準的な職位	グループリーダー	副理事	副理事	学長が特に必要と認める職
人員(割合)	21人 (3.5%)	5人 (0.8%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)	59～46歳	58～52歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)	6,792～5,747千円	8,724～5,928千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)	8,879～7,646千円	11,481～8,060千円	～千円	～千円

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		学長が特に必要と認める職	助手助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	1,400人	該当者なし (%)	321人 (22.9%)	94人 (6.7%)	405人 (28.9%)	580人 (41.4%)
年齢(最高～最低)		～歳	63～26歳	62～30歳	63～32歳	63～38歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	6,714～3,158千円	7,218～4,320千円	8,147～4,114千円	9,668～5,729千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	8,455～4,177千円	9,539～5,710千円	10,539～5,612千円	12,996～7,882千円

医療職員(病院看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	主任看護師長	主任看護師長	学長が特に必要と認める職
人員(割合)	536人	該当者なし (%)	422人 (78.7%)	78人 (14.6%)	29人 (5.4%)	7人 (1.3%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		～歳	59～22歳	58～30歳	59～38歳	58～48歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	4,984～2,378千円	5,030～2,970千円	6,159～4,081千円	6,537～5,687千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	6,603～3,155千円	6,913～4,015千円	8,075～5,689千円	8,629～7,673千円	～千円	～千円

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.4	% 66.0	% 64.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.6	% 34.0	% 35.3
	最高～最低	% 45.2～33.0	% 41.8～30.6	% 43.5～32.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 66.9	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.1	% 33.1	% 34.5
	最高～最低	% 42.0～32.4	% 39.0～29.6	% 38.7～31.0

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.7	% 64.0	% 62.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 39.3	% 36.0	% 37.6
	最高～最低	% 49.4～33.6	% 48.8～30.9	% 47.3～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 67.0	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.9	% 33.0	% 34.4
	最高～最低	% 45.3～29.3	% 45.2～28.2	% 45.1～30.6

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.3	% 61.7	% 61.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 39.7	% 38.3	% 39.0
	最高～最低	% 42.0～35.4	% 39.0～33.8	% 40.5～35.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.5	% 66.5	% 65.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.5	% 33.5	% 35.0
	最高～最低	% 42.0～32.8	% 39.0～29.9	% 40.5～31.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	86.1
対他の国立大学法人等	98.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	99.9
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	99.9
対他の国立大学法人等	101.9

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	86.1
	参考	地域勘案 92.3 学歴勘案 85.2 地域・学歴勘案 91.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考ええる。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 42.8% (国からの財政支出額 29,181百万円、支出予算の総額 68,210百万円：平成22年度予算) 【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、本学の予算の総額に占める割合は42.8%であり、また、累積欠損は生じていないことから、適切な水準を維持していると思われる。	
講ずる措置	今後も社会一般の情勢を判断する上で、国家公務員の給与改定を参考に水準を維持する必要があると思われる。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	99.9
	参考	地域勘案 94.7 学歴勘案 98.5 地域・学歴勘案 95.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考ええる。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 42.8% (国からの財政支出額 29,181百万円、支出予算の総額 68,210百万円：平成22年度予算) 【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、本学の予算の総額に占める割合は42.8%であり、また、累積欠損は生じていないことから、適切な水準を維持していると思われる。	
講ずる措置	今後も社会一般の情勢を判断する上で、国家公務員の給与改定を参考に水準を維持する必要があると思われる。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

96.8

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	21,921,054	22,614,274	△ 693,220 (△3.1)	- (-)
退職手当支給額 (B)	1,172,547	2,322,209	△ 1,149,662 (△49.5)	- (-)
非常勤役職員等給与 (C)	9,024,870	8,652,406	372,464 (4.3)	- (-)
福利厚生費 (D)	3,638,951	3,520,991	117,960 (3.4)	- (-)
最広義人件費 (A+B+C+D)	35,757,422	37,109,880	△ 1,352,458 (△3.6)	- (-)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

1. 前年度(平成21年度)との比較について

① 「給与、報酬等支給総額」の減額理由

国家公務員に準じて給与等の減額改定を実施したこと並びに国から交付される運営費交付金(以下「運営費交付金」という。)の削減に対し実施した人員削減により、減額となったもの。

② 「最広義人件費」の減額理由

1) 退職手当支給額

教員の定年延長により、定年退職者数が減少したため、退職手当支給額が減額となったもの。

2) 非常勤役職員等給与

非常勤職員の処遇改善を行ったこと及び外部資金、病院診療収入などの運営費交付金以外の経費により雇用される職員の増加のため、増額となったもの。

3) 福利厚生費

法定福利費に係る保険料率の引き上げに伴う事業主負担の増加及び適用職員の増加により、増額となったもの。

2. 人件費削減の取組状況について

① 中期目標における取組

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。

② 中期計画における取組

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。

③ 上記①及び②の進捗状況

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	24,993,046	23,555,024	23,432,000	22,943,364	22,614,274	21,921,054
人件費削減率 (%)		△5.8	△6.2	△8.2	△9.5	△12.3
人件費削減率(補正值) (%)		△5.8	△6.9	△8.9	△7.8	△9.1

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による

人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし